

2023年5月29日

債権者各位

東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原 慶一

資本金の額の減少公告

当社は、株式の発行により資本金を増額することと同時に、増加した金額と同額を減少することに致しました。増加及び減少する資本金の額は最大で16,665,000円とし、株式の発行により増加する資本金の額がこれを下回る場合はその金額が資本金の減少額となり、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は2023年6月30日（金曜日）となっております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

以上